

○安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例

平成25年12月19日

安中市条例第34号

改正 平成27年12月21日条例第40号

平成29年3月17日条例第12号

廃止 平成29年12月15日条例第30号

改正 平成30年3月19日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、市内の大規模太陽光発電設備の設置を促進するための奨励措置を講ずることにより、発電における再生可能エネルギー源の利用促進を図り、もって環境保全を重視したまちづくり及び地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「大規模太陽光発電設備」とは、次の各号のいずれにも該当する設備であって、市内に設置されたものをいう。

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定発電設備
- (2) 発電出力が500キロワット以上の太陽光発電設備（太陽光発電設備と同時に設置される附属装置等を含む。）

（平29条例12・一部改正）

(奨励措置)

第3条 第1条の奨励措置は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、大規模太陽光発電設備が稼働し、新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなる年度以後3年度分を限度として、当該固定資産税及び都市計画税の全額を免除するものとする。

2 前項の規定による課税免除の対象となる固定資産は、大規模太陽光発電設備の設置に係る土地、家屋及び償却資産とする。ただし、既存の家屋を使用し、大規模太陽光発電設備を設置した場合は、償却資産のみを対象とする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、安中市企業誘致促進条例（平成18年安中市条例第168号）又は安中市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成20年安中市条例第2号）に基づき、大規模太陽光発電設備の設置に係る土地、家屋又は償却資産の固定資産税の課税が既に免除され

ているときは、この条例に基づく固定資産税及び都市計画税の課税免除の適用の対象としないものとする。

(平27条例40・平30条例7・一部改正)

(適用対象者)

第4条 固定資産税及び都市計画税の課税免除の適用の対象となる者（以下「適用対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大規模太陽光発電設備の設置に係る土地を所有する者。ただし、当該土地が複合的な用途に使用される場合を除く。
- (2) 大規模太陽光発電設備の設置に係る家屋及び償却資産を所有する者

第5条 市長は、適用対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の規定にかかわらず、固定資産税及び都市計画税の課税免除を適用しない。

- (1) 市税を滞納しているとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（この号において「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (3) その他固定資産税及び都市計画税の課税免除をすることが適当でないと市長が認めるとき。

(課税免除の申請等)

第6条 適用対象者は、固定資産税及び都市計画税の課税免除を受けようとする年度ごとに、当該年度の初日の属する年の1月末日までにその旨を市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、その結果を当該申請をした適用対象者に対し通知するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。

(決定の取消し等)

第7条 市長は、前条第2項の規定により固定資産税及び都市計画税の課税免除の決定を受けた者（以下「適用決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、適用決定者に対しその旨を通知するものとする。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により固定資産税及び都市計画税の課税免除の決定を受けたとき。

- (3) 大規模太陽光発電設備に対して新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度以後3年度間（以下「課税免除の対象期間」という。）において、正当な理由なく大規模太陽光発電設備の稼働を休止したとき、又はこれと同様の状態にあると市長が認めたとき。
- (4) 課税免除の対象期間において、正当な理由なく大規模太陽光発電設備を撤去し、又はこれと同様の状態にあると市長が認めたとき。
- (5) 課税免除の対象期間において、次条第2項の規定による市長の承認を得ないで大規模太陽光発電設備を第三者に譲渡したとき。
- (6) 固定資産税及び都市計画税の課税免除の全部又は一部の辞退を申し出たとき。
- (7) その他固定資産税及び都市計画税の課税免除をすることが適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、その課税免除をした固定資産税及び都市計画税の全部又は一部を遡及して徴収することができる。

（平27条例40・一部改正）

（地位の承継）

第8条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定事業者であつて、この条例に基づく固定資産税及び都市計画税の課税免除の決定を受けた大規模太陽光発電設備を使用して同法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業を行うもの（以下「決定事業者」という。）は、課税免除の対象期間において大規模太陽光発電設備を第三者に譲渡すること等により、その地位を承継させる必要が生じたときは、その旨を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにこれを審査し、承認するときは、当該申請をした決定事業者及び決定事業者の地位を承継した者に対しその旨を通知するものとする。

（平29条例12・一部改正）

（報告及び検査）

第9条 市長は、決定事業者に対し、大規模太陽光発電設備の設置及び稼働の状況について報告を求め、又は決定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿その他の物件を検査し、必要な指示を行うことができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に新たに課される大規模太陽光発電設備の設置に係る固定資産税及び都市計画税から適用する。

附 則（平成27年12月21日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに稼働する大規模太陽光発電設備の設置に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除について適用し、同日前に設置し、及び稼働している大規模太陽光発電設備の設置に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月17日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置し、及び稼働している電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項に規定する認定発電設備は、改正法第2条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「新法」という。）第2条第5項に規定する認定発電設備とみなして、この条例による改正後の安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する。
- 3 この条例の施行の際現に、改正法第2条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第1項の電気事業者であって、電気事業を行うものは、新法第2条第5項に規定する認定事業者であって、新法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業を行うものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（平成29年12月15日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月19日条例第7号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成30年度以後の固定資産税について適用する。